

財産目録1(被告名義分)

2017/4/13

A.不動産

番号	所在	地番/家屋番号	地目/種類・構造	地積/床面積(m <sup>2</sup> )	持分	原告	被告	備考	書証
						評価額(円)	評価額(円)		
A1	東大阪市角田2丁目	133番1	宅地	79.32	1/2	12,000,000	14,000,000	一部について特有主張Z1あり	甲1, 3, 乙19
A2	東大阪市角田2丁目133番地1	133番1	居宅・車庫/鉄骨造スレート葺2階建	1階 35.78 2階 26.19	1/2	2,500,000	3,000,000	一部について特有主張Z1あり	甲2, 3, 乙19
小計						14,500,000	17,000,000		

B.預貯金

番号	金融機関名	種類	口座番号・記号番号	残高基準日	原告	被告	備考	書証
					基準日(別居時)残高(円)	基準日(別居時)残高(円)		
B1	ゆうちょ銀行	通常貯金	14180-51179281	H28.1.31	2,804,304	2,804,304	別居後の引き出しあり(Y3, g1)	乙1の1
B2	三井住友銀行新石切支店	普通預金	1437255	H28.1.31	389,660	389,660		乙2
B3	三菱東京UFJ銀行花園支店	普通預金	3755466	H28.1.31	405,326	405,326		乙3
B4	三菱東京UFJ銀行花園支店	定期預金	3755482	H28.1.31	5,003,400	5,003,400		乙4
小計					8,602,690	8,602,690		

C.株式

番号	内容	取扱証券会社	基準日(別居時)株数	現在単価(円)	原告	被告	備考	書証
					単価基準日(現在)	株数×現在単価(円)		
C1	大阪ガス	野村證券角田支店	500	421	H29.2.20	210,500	210,500	乙5
小計					210,500	210,500		

D.その他の有価証券

番号	内容	取扱証券会社	基準日(別居時)口数	現在単価	原告	被告	備考	書証
					単価基準日(現在)	口数×現在単価(円)		
D1	世界標準債券ファンド	三井住友信託銀行花園支店	3,802,804	0.64979	H29.2.20	2,471,024	2,471,024	乙6, 7
D2	ニュージーランド公社債ファンド	三井住友信託銀行花園支店	2,022,373	0.96639	H29.2.20	1,954,401	1,954,401	乙6, 7
小計					4,425,425	4,425,425		

E.保険契約

番号	保険会社・種類	保険証書記号番号等	被保険者	評価基準日	原告	被告	備考	書証
					基準日(別居時)の解約返戻金額(円)	基準日(別居時)の解約返戻金額(円)		
E1	メットライフ生命・高齢者生存保障保険	7A04850153	被告	H28.1.31	1,726,728	1,726,728		乙8, 9
E2	ブルデンシャル生命保険・学資保険	[131]第503143号	長女	H28.1.31	1,276,276	1,276,276		乙10, 11
小計					3,003,004	3,003,004		

財産目録1(被告名義分)

2017/4/13

F.自動車

番号	メーカー・車種	登録番号	使用者	査定基準日	原告	被告	備考	書証
					現在の査定額(円)	現在の査定額(円)		
F1	トヨタ・クラウン	大阪302に4420	被告	H29.1.31	1,604,000	1,200,000		甲11, 乙12, 13
小計					1,604,000	1,200,000		

G.その他の財産

番号	種類・内容	評価基準日	原告	被告	備考	書証
			評価額(円)	評価額(円)		
G1	退職金(大阪ガス) 別居日(H28.1.31)の自己都合退職金830万円, 勤続期間242月, うち婚姻同居期間230月	H28.1.31	7,888,430	7,888,430		乙14
小計			7,888,430	7,888,430		

	原告	被告
被告総合計	40,234,049	42,330,049

Y.債務

番号	種類・借入先	残高基準日	原告	被告	備考	書証
			基準日(別居時)残高(円)	基準日(別居時)残高(円)		
Y1	A1A2住宅ローン・近畿大阪銀行今里支店	H28.1.31	18,453,346	18,453,346		乙15
Y2	F1自動車ローン・トヨタファイナンス	H28.1.31	1,204,455	1,204,455		乙16
Y3	B1から原告が別居後のH28.2.1に引き出した金員	H28.2.1	0	2,000,000		乙1の1
小計			19,657,801	21,657,801		

Z. 特有財産

番号	性質・内容	原告	被告	備考	書証
		評価額(円)	評価額(円)		
Z1	A1A2a1a2の購入時の被告両親支出分(代金4000万円のうち頭金500万円)	0	4,250,000		乙17, 18
Z2	B1の婚姻時残高	584,000	584,000		乙1の2
小計		0	4,250,000		

	原告	被告
被告資産－負債等	20,576,248	16,422,248

→財産目録2から

	原告	被告
原告資産－負債等	16,537,809	44,037,809

	原告	被告
夫婦合計	37,114,057	60,460,057
その1/2	18,557,028	30,230,028
原告への分与額	2,019,219	-13,807,781

※目録完成までは暫定値

財産目録1(被告名義分)

2017/4/13

A.不動産

番号	原告の主張	原告書証	被告の主張	被告書証
A1	乙19の査定書は取引事例が少なく、信用性がない。	甲3	甲3の査定書は市場性修正が大きすぎて不当である。	乙19
A2				

B.預貯金

番号	原告の主張	原告書証	被告の主張	被告書証
B1				
B2				
B3				
B4				

C. 株式

番号	原告の主張	原告書証	被告の主張	被告書証
C1				

D. その他の有価証券

番号	原告の主張	原告書証	被告の主張	被告書証
D1				
D2				

E.保険契約

番号	原告の主張	原告書証	被告の主張	被告書証
E1				
E2				

財産目録1(被告名義分)

2017/4/13

F.自動車

番号	原告の主張	原告書証	被告の主張	被告書証
F1	被告の査定はレッドブックに比べ低すぎ, 査定業者も零細で信用できない。	甲11	この車には事故歴があり, そのため低い査定になったものである。	乙13

G.その他の財産

番号	原告の主張	原告書証	被告の主張	被告書証
G1				

Y.債務

番号	原告の主張	原告書証	被告の主張	被告書証
Y1				
Y2				
Y3	当面の生活費として引き出したものであり, 生活費として使用したので財産分与において減額計上すべきではない。		被告に無断で原告が引き出したので減額すべきである	

Z. 特有財産

番号	原告の主張	原告書証	被告の主張	被告書証
Z1	被告の両親による拋出の事実を争う。		振込証のとおり拋出を受けた。購入代金に占める特有分割合を評価額に乗じた。	乙21, 22
Z2				